

# 社会福祉法人槇の里

## 役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人槇の里（以下「法人」という。）の常勤職員を兼ねる者を除く非常勤の理事・監事・評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定める。

### （範囲）

第2条 この規程の適用を受ける者は、役員等とする。

### （報酬の支給方法）

第3条 役員等が、理事会・評議員会・評議員選任解任委員会（以下「諸会議」という。）に出席したとき及び諸会議以外で法人及び施設運営のためにその業務にあたった場合は、別表1によりその都度報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償は、現金により本人に支給する。ただし、本人の申出により、本人の指定する本人名義の金融口座に、当該月分を月末までに振込むことができる。

### （出張旅費）

第4条 役員等が、理事長の命を受け法人の用務により出張したときは、別表2に掲げる費用弁償を支給する。

2 前項でいう出張は、当法人本部より概ね半径25kmを超えた距離より適用する。

3 特別の事情により、第1項の規定により難しいと理事長が認めたときは、その実費を支給することができる。

### （補 足）

第5条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則  
（施行期日）

- 1 平成21年4月1日施行の役員旅費規程は廃止する。
- 2 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表 1

区 分	報 酬	費用弁償
理 事 監 事 評議員	法人本部より ・ 50 km以上 15,000 円	・ 50 km以上 実費
評議員 選任解任 委員	・ 50 km以内 10,000 円	・ 50 km以内 実費 但し、公共交通機関を 利用し難い場合 1,000 円

※ 報酬額は、税抜き後の額とする。

別表 2

区分	鉄道賃・船 賃	航空賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)	食卓料 (1日につき)
理 事 監 事 評議員 評議員 選任解任 委員	普通車・特 急電車の座 席の座席指 定料金。 航路による 旅行の場合 にはその乗 車・乗船に 要する運 賃。	現に支払 った運賃	乗車に要 する運賃	8,000 円	甲地 15,000 円 乙地 13,500 円	3,000 円

甲 地 …… 東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県  
乙 地 …… その他の地域